

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
総合口座取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店</u>で取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 (省略) 3. ～4. (省略) 5. (スウィングサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、<u>1</u> 千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、<u>1</u> 千円以上千円単位で指定できます。 ③<u>普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間</u>の振替金額は、<u>1</u> 0 万円以上9 0 万円以下の千円単位で指定できます。 ④<u>普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間</u>の口座維持残高は、1 0 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1</u> 0 万円以上9 0 万円以下の1 0 万円単位で指定できます。 (省略) 6. ～2 0. (省略) 2 1. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>削除</u>ます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 2 2. 以下省略 以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u>	総合口座取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店のみで</u>取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 (省略) 3. ～4. (省略) 5. (スウィングサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、<u>(追加)</u> 1 千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、<u>(追加)</u> 1 千円以上千円単位で指定できます。 ③<u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間</u>の振替金額は、<u>(追加)</u> 1 0 万円以上9 0 万円以下の千円単位で指定できます。 ④<u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間</u>の口座維持残高は、1 0 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>(追加)</u> 1 0 万円以上9 0 万円以下の1 0 万円単位で指定できます。 (省略) 6. ～2 0. (省略) 2 1. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>以下貯金者等といい</u>ます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 2 2. 以下省略 以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>